

婚礼宴会約款

ホテルでは婚礼(以下宴会等と称します)の契約及び宴会場のご利用に関して、
以下のとおり定めておりますので予めご了承ください。

1. 宴会時間と追加室料

宴会場等のご使用開始から終了までのご契約時間(以下宴会時間と称します)は、所定の室料をお支払い頂いておりますが、ご契約時間を超過した場合には追加料金を頂戴することになります。又、宴会時間の前後につきましては、準備時間と撤去時間の合計が1時間までは無料、1時間を超える場合には超過時間に応じた追加室料を頂戴いたします。但し、次の会場使用時刻との関連により、ご利用時間の超過に応じられない場合もございますので予めご了承願います。

2. 食事人数の確認

料理等の用意が必要な人数(以下有料人数と称します)を宴会等の開催日の3日前午後3時までホテルの担当係員にご通知ください。それ以降は全て手配が完了いたしておりますので、宴会等に当日出席されたお客様の人数が有料人数より減少した場合であっても有料人数分の料金を頂戴いたします。

3. 内金

ご婚礼お申込時に予約金として内金をお預かりいたします。内金の金額は宴会見積総額に基づきホテルより提示させていただきます。

4. 前払い金

ホテルから提示いたしました宴会見積総額を原則として、宴会等ご利用予定日の7日前までに現金にてお支払いいただく場合もございます。

5. 取消料

既にご契約頂いている宴会等をお申込日の7日以降に取り消される場合には、次のとおり取消料を頂戴いたします。

更に、それまでにかかりました実費諸費用があれば別途その費用を頂戴いたします。また、ご契約頂いている宴会等をお申込日の7日後に期日を変更される場合には、次のとおり変更料を頂戴いたします。

① ご披露宴の364日前から60日前までに解約された場合

取消料・・・5万円。
(お預かりした予約金が5万円を超えている場合は差額を返金いたします)
変更料・・・無料

② 披露宴の59日前から30日前までに解約された場合

取消料・・・前項①の取消料に加え、ご利用予定宴会場室料(税サ別)の金額を取
消料とさせていただきます。
変更料・・・5万円。

③ 披露宴の29日前から2日前までに解約された場合には、前項②の取消料に加え、 ご利用予定宴会場室料を除いた見積り金額に基づき次のとおり取消料を頂戴いたします。

● 29日前から15日前
取消料・・・料理、飲物の見積り額(税サ別)又はセット料金(税サ別)の30%
変更料・・・5万円。

● 14日前から7日前
取消料・・・料理、飲物の見積り額(税サ別)又はセット料金(税サ別)の50%
変更料・・・5万円とご利用予定宴会場室料(税サ別)の全額。

● 6日前から2日前
取消料・・・料理、飲物の見積り額(税サ別)又はセット料金(税サ別)の80%
変更料・・・5万円とご利用予定宴会場室料(税サ別)の全額、さらに、
料理、飲物の見積り額(税サ別)又はセット料金(税サ別)の50%

④ 披露宴の前日から当日までに解約された場合には、ご利用予定宴会場室料を含 めた見積り金額に基づき次のとおり取消料を頂戴いたします。

● 前日から当日
取消料・・・見積り金額(税サ別)の100%
変更料・・・見積り金額(税サ別)の100%

※尚、前述しましたとおり、それまでにかかりました実費諸費用があれば別途その費用を、解約日・変更日の如何に拘らずその金額を申し受けます。

⑤ ご婚礼衣装の取消料と期日変更料に関しましては別に定めがございますのでご了承ください。

6. 装飾・余興等の手配

宴会等に関連する装飾・音楽・余興およびバンケットホステス等につきましては、ホテルより指定取引先に手配させていただきます。お客様が直接ホテルの指定する取引先以外の業者に直接依頼される場合は、宴会等を円滑に運営するため事前ホテルにご連絡のうえお手配ください。

7. 直接ご依頼の取引先に対する指示

ホテルの了解のもとにお客様が直接依頼された取引先が行う宴会等に関する装飾・余興等の機器及び材料の搬入・搬出、又は看板等のサイズ、その取り付け方法等の決定、或いは設置場所等につきましては、ホテルのルールの下に実施していただくようその取引先に対して指示する場合がございます。

8. 荷物又は携帯品の保管

(イ) お客様の荷物が事前にホテルに到着した場合は、その到着前にホテルが了解した場合に限り責任をもって保管し、当日お渡しいたします。

(ロ) お客様のお手荷物、携帯品等はクロークにお預け願います。但し、貴重品はお客様ご自身が責任をもって管理願います。クローク以外に於いて生じた滅失・毀損等の損害につきましては、ホテルに過失が認められない限り一切の責任は負いかねますのでご了承願います。

9. 損害賠償

お客様(お客様側のすべての関係者を含みます)及びお客様が直接ご依頼された取引先の皆様は、ホテルの施設、什器備品等を破損したり、損傷しないよう充分にご注意ください。もし施設、什器備品等に損傷、損害が生じた場合には、ホテルの指示に基づき速やかに修理頂くか、又はその損害金額をご負担願います。

10. 宴会契約締結の拒否

次に掲げる場合において、宴会契約の締結を拒否することができます。

- (1) 宴会等のお申込が、この約款によらないとき。
- (2) 宴会場の予約が満室の場合。
- (3) 宴会利用者が法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められたとき。
- (4) 宴会利用者が次のイからハに該当すると認められたとき。
イ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会勢力
ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるとき
- (5) 宴会利用者が他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宴会利用者が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宴会利用に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宴会利用ができないとき。

11. 解約

次に掲げる場合において、宴会契約を解除することができます。

- (1) 法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗の反する行為をするおそれがあると認められた場合
- (2) 他のお客様や近隣地域等にご迷惑をおかけするとホテル側が判断した場合
- (3) この約款に遵守いただけない場合
- (4) 宴会利用者が次のイからハに該当すると認められるとき。
イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会勢力
ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるとき
- (5) とばくや風紀を乱すような行為、暴力、脅迫、威圧的の不当要求やこれに類する行為が認められた場合

12. 禁止事項

次に掲げる事項につきましては禁止させていただきますので、ご遠慮くださるようお願い申し上げます。

- ① 犬・猫・小鳥その他の愛玩動物、家畜等の持込み(盲導犬は除く)
- ② 発火、又は引火性の物品の持込み
- ③ 悪臭を発生するもの持込み
- ④ とばく等風紀を乱す又は他のお客様の迷惑になるような言動
- ⑤ 備え付け品の移動
- ⑥ 使用目的以外のご利用
- ⑦ その他法令で禁じられている行為

13. その他

ご宴会のご出席人数に大幅な変更がある場合、会場のご変更をお願いする場合がございますので予めご了承ください。